

指定管理者の選定に係る情報公開について

1 申請者への周知

- (1) 申請書（事業計画書，添付書類を含む。）は，情報公開の対象文書となるため，情報公開条例の規定に基づき，開示する場合があることを募集要項に明記すること。
- (2) 選定過程や採点結果についても，申請者名を表示して公表することを募集要項に明記すること。

2 公表資料

- (1) 県民及び議会に公表する資料は，指定管理者候補者の選定過程を分かりやすく公表(説明)するために作成するもので，説明事項は，次のものを基本とする。
 - イ 施設概要（施設名，所在地）
 - ロ 募集期間
 - ハ 応募団体（団体数及び団体の名称）
 - ニ 審査日程
 - ホ 審査方法（選定基準等の概略）
 - へ 選定委員の氏名等（氏名，所属・職）
 - ト 採点一覧表
 - (イ) 委員名は，委員A，委員B，委員C等と表示する。
 - (ロ) 申請団体の採点結果は，委員ごとに，審査項目別の点数を表示する。
 - チ 指定管理者候補者の提案価格（収入総額，支出総額及び県の指定管理料）
 - リ 指定管理者候補者の団体名，所在地，代表者
 - ヌ 選定理由（選定された団体が他と比較しどこが優れていたかの内容等）
 - ル 指定期間
- (2) 施設所管課（室）は，「公表資料」を指定管理者の指定の議決後，速やかにホームページに掲載し，指定期間を通じ公開すること。

3 開示に当たっての注意点

次のような情報については，開示に当たり，情報公開条例第8条に規定する非開示条項に該当するかどうかを，県政情報公開室と十分に協議すること。

- (1) 申請書に記載されている個人情報（職歴，住所，電話番号等）
- (2) 申請書に添付された団体への銀行等からの評価書，診断書など団体等の名誉，社会的評価等に関わる情報
- (3) 融資証明，業務提携に関する書類など団体等の経営方針，経理，人事等の内部管理に関する情報
- (4) 団体等の技術，営業，販売上のノウハウに関する情報
- (5) 選定委員会等の記録等で，公開することにより，当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に影響する情報